

2012年1月

『医療保険 10（終身型）』  
無配当医療保険 10（終身型）  
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社  
(旧AIGエジソン生命保険株式会社)

### 本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時の「特に重要な事項のお知らせ」であり、ご契約者向けに掲載しているものです。

[注] 現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社  
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター  
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-981-088

受付時間 平日9:00~18:00  
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。  
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

# 特に重要な事項のお知らせ（契約概要）

**契約概要** ~以下の点につき担当者が口頭でお伝えいたします~

この「特に重要な事項のお知らせ」【契約概要】では、ご案内する商品内容等をご理解いただくために必要な情報ととりまとめて記載しています。契約申込に際して特にご注意いただきたい事項を説明しています「特に重要な事項のお知らせ」【注意喚起情報】と併せて、お申込み前に必ずお読みください。

また、現在加入している保険契約を解約・減額して新たな保険契約をお申込みされる場合など、本書面に記載のある、お客様にとって不利益になることのある項目につきましては、とりわけお読みいただくことが重要です。

## 重要な事項に関して

**商品のしくみについて**

- この商品は病気やケガで入院したり、所定の手術を受けたときに給付金を受け取れます。＊詳細は同封のパンフレットをご確認ください。

**保障の内容及主契約および付加できる特約について**

- 保険期間については終身のみとなります。（終身型）
- 入院給付金の型は60日型か124日型のいずれかをご契約時に選択していただけます。

- 引受条件（給付金額等）について**
- 同封のパンフレット中面をご覧ください。

- 保険料について**

別途保険設計書にてご確認ください。

- 保険料払込方法・保険料払込期間について**
- 保険料払込方法：口座振替扱  
保険料払込期間：契約年齢から払済年齢まで、もしくは終身となります。

**1. 主契約（60日型・124日型）**

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
災害入院給付金	被保険者が不慮の事故によりその事故の日から起算して180日以内に1日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院につき60日分もしくは124日分 ・通算1000日分
疾病入院給付金	被保険者が疾病により1日以上入院したとき		・1回の入院につき60日分もしくは124日分 ・通算1000日分

詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 主契約の手術給付金のお支払は次のとおりです。

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
手術給付金	①被保険者が約款所定の手術を受けたとき	入院給付金日額×10・20・40	無制限
	②被保険者が公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表により手術料の算定がされる約款所定の手術を受けたとき。ただし前①の手術給付金支払われる場合を除きます。	入院給付金日額×5	無制限

詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**2. 特約**

〈無配当女性医療保障特約10〉

- 特長**

- この特約は、女性を被保険者として約款所定の女性特有の疾病によって、1日以上入院した場合、または乳房・子宮・卵巣・卵管の約款所定の手術を受けた場合、もしくはその手術を受けた乳房について乳房再建手術を受けた場合に給付金をお支払いするものです。

- 女性疾病入院給付金の型は主契約の入院給付金の型と同一となります。

- 給付金のお支払について**

- 給付金のお支払は次のとおりです。（60日型・124日型）

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
女性疾病入院給付金	被保険者が約款所定の女性疾病により1日以上入院したとき	女性疾病入院給付金日額×入院日数	・1回の入院につき60日分もしくは124日分 ・通算1000日分
女性特定手術給付金	①つぎのいずれにも該当したとき ⑦被保険者が乳房の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定されたこと。 ④その乳房の悪性新生物の治療を目的として、乳房の手術を受けたこと。	一乳房につき女性疾病入院給付金日額×50	一乳房につき1回のみ
	②つぎのいずれかに該当したとき ⑦被保険者が子宮の悪性新生物に罹患し、医師により診断確定され、その治療を目的とした手術を受けたこと。 ④被保険者が傷害または疾病により、子宮摘出手術を受けたこと。	女性疾病入院給付金日額×25	1回のみ

無配当医療保険10	
<b>終身型</b>	<b>2011年3月版</b>

〈特定疾病診断保険料免除特約10〉

- 特長**

- この特約は被保険者が特定の疾病（ガン、急性心筋梗塞、脳卒中）の状態であると医師により診断確定された場合に、以後の保険料の払込を免除するものです。
- この特約は主契約の保険期間の型が終身型の場合のみに付加できます。
- この特約は、中途付加および解約はできません。

〈無配当先進医療保障特約10〉

- 特長**

- この特約は、被保険者が先進医療による療養を受けられたとき、被保険者が受療した先進医療の技術料のうち被保険者負担分（第三者が負担した金額を除く）と同額を先進医療給付金としてお支払いするものです。

- 給付金のお支払について**

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
先進医療給付金	被保険者が約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	被保険者が受療した先進医療の技術料 <sup>※2</sup>	通算2,000万円

※2 被保険者が負担すべき先進医療の技術料部分に限るものとし、第三者が負担する金額を除きます。
・療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 給付金のお支払限度について**
- ・1回の支払限度、通算ともに2,000万円までとなります。

- お支払対象となる先進医療について**

- お支払対象となる「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養をいいます。

- ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養をうけた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合や、承認取消しなどのために先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金のお支払いはできません。

- 先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われる先進医療に限ります。

- 先進医療の種類とその実施医療機関については、厚生労働省のホームページでも確認いただけます。

- ホームページ等に先進医療として記載のある場合でも、その治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合もありますので、治療を受けられる前に主治医にご確認ください。

- その他ご留意いただきたい事項**

- 当社は、将来この特約の給付にかかわる公的医療保険制度が変更されたときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払い事由を変更することがあります。

〈無配当移植医療保障特約10〉

- 特長**

- 特約の保険期間中に被保険者が受容者として所定の臓器もしくは組織の移植術を受けられたとき、給付金をお支払いします。

- 給付金のお支払について**

- 給付金のお支払いは次のとおりです。

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
移植医療給付金	被保険者が約款所定の移植術（心臓・肺・肝臓・脾臓・小腸・腎臓・骨髄の各移植術）を受けたとき（被保険者が受容者の場合に限ります）	特約基本給付金額×所定の給付割合	支払額を通算して500万円

- 移植医療保障特約10の保険期間は、保険料払込期間満了時（終身払の場合は、80歳満了時）までとなります。
- 特約基本給付金額は、一律500万円です。
- 特約基本給付金額の減額のお取扱はありません。

- 移植医療給付金の給付割合について**

- 各移植術に対する給付割合は、次のとおりとします。

	給付の対象	給付割合	
移植術	心臓移植術	100%	
	肺移植術	100%	
	肝臓移植術	100%	
	脾臓移植術	100%	
	小腸移植術	100%	
	腎臓移植術	60%（2回目以降のお支払は20%）	
	骨髄移植術	60%（2回目以降のお支払は20%）	

- 移植医療給付金のお支払は、給付割合を通算して100%を限度とします。
- 移植医療給付金を支払うことにより、給付割合限度を超える場合には、給付割合限度に達するまでの分の移植医療給付金をお支払いします。

- お支払対象となる移植術について**

- 移植医療給付金は、被保険者が次の条件のすべてを満たす移植術を受けられたときにお支払いします。

移植術の条件
・責任開始時以後に生じた疾病または不慮の事故その他の外因を直接の原因とする移植術であること。
・特約条項に定める病院または診療所において受けた移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次のアおよびイのいずれにも該当する移植術であることを要します。
ア、日本国内の医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること。
イ、前アの医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること。
・臓器売買等の行為に該当しない移植術であること。

- 給付金のお支払対象となる移植術とは、臓器および組織の機能に障害がある者に対し臓器および組織の機能の回復または付与を目的として行なわれる臓器および組織の移植術をいい、移植術の種類は、心臓移植術・肺移植術・肝臓移植術・脾臓移植術・小腸移植術・腎臓移植術・骨髄移植術（※3）とします。ただし、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植および人工臓器による移植術は、給付金のお支払対象とはなりません。また、自家移植および再移植については、次の場合のみお支払対象とします。（※4）

自家移植	骨髄移植術における自家移植
再移植	腎臓移植術または骨髄移植術において、責任開始時以後に初めて当該移植術を受けこの特約の給付金が支払われることとなった後、同一の臓器または組織について受けた再移植

- （※3）「骨髄移植術」には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植も含まれます。
- （※4）その他詳細については、無配当移植医療保障特約10条項別表1の備考をご覧ください。

- 移植術のうち、腎臓移植術および骨髄移植術に対する給付金の支払いは、それぞれこの特約の保険期間を通じて3回までを限度とします。
- 同時に2種類以上の移植術を受けられたときは、最も給付割合の高いいずれか1種類の移植術を受けたものとみなして、給付金をお支払いします。
- 臓器の移植に関する法律および同法に基づく命令の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更することがあります。

〈無配当特定損傷保障特約10〉

- 特長**

- この特約は、被保険者が不慮の事故による約款所定の特定損傷（骨折、関節脱臼または腱の断裂）に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金をお支払いするものです。

- 給付金のお支払について**

- 給付金のお支払は次のとおりです。

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
特定損傷給付金	被保険者が不慮の事故によりその事故の日を含めて180日以内に骨折・関節脱臼・腱の断裂に対する治療を受けたとき	特定損傷給付金額	通算10回

- 特定損傷給付金額は、会社の定める範囲内で、この特約の付加時にご契約者のお申出により定めます。

〈無配当入院初期保障特約10〉

- 特長**

- この特約は、被保険者が災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院をした場合に入院初期給付金をお支払いするものです。

- 給付金のお支払について**

- 給付金のお支払は次のとおりです。

給付金の名称	お支払い事由	お支払額	お支払限度
入院初期給付金	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をしたとき	入院1回につき（不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院の場合は、同一の不慮の事故による入院1回につき） <p>1. 入院日数が継続して1日以上4日以内の場合 入院初期基本給付金額×6</p> <p>2. 入院日数が継続して5日以上の場合 入院初期基本給付金額×15</p>	1回の入院について入院初期基本給付金額の15倍 <p>通算して入院初期基本給付金額の100倍</p>

詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**3. その他**

- 次の保険料の払込免除事由に該当した場合、以後の保険料の払込を免除します。

保険事故	保険料の払込免除事由
高度障害	被保険者が保険料払込期間中に約款所定の高度障害状態になったとき
身体障害	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によりその事故の日から起算して180日以内に約款所定の身体障害の状態になったとき

- 約款所定の高度障害状態とは、無配当医療保険10普通保険約款別表9.「身体障害表」の1.から7.に定める障害状態をいいます。

- 約款所定の身体障害の状態とは、無配当医療保険10普通保険約款別表9.「身体障害表」の8.から17.に定める障害状態をいいます。
- 不慮の事故については、無配当医療保険10普通保険約款別表1.「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

- 配当金について**

- この保険の主契約、特約はすべて無配当ですので配当金が支払われませんが、その分、割安な保険料となっています。

- 解約払戻金について**

- この商品は解約に際して支払う金額を抑制する仕組みで保険料を計算しております。詳細については裏面の「注意喚起情報」内の「＊解約払戻金に関する説明書」の項を参照ください。

**給付金をお支払いできない場合等について**

①**免責事由に該当した場合**

次の場合、給付金のお支払事由に該当しても、主契約の給付金または特約の給付金のお支払もしくは保険料の払込免除のお取扱ができません。

- 主契約

保険種類	給付金	お支払いできない場合
無配当医療保険10	災害入院給付金 <p>手術給付金</p>	①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき <p>②被保険者の犯罪行為によるとき</p> <p>③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>⑤被保険者の法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>⑦被保険者の薬物依存によるとき（疾病入院給付金・手術給付金の場合）</p> <p>＊ 次のいずれかの事由によって入院または手術をした被保険者の数の増加が、保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合には、給付金の全額を支払わないか、または給付金の額を削減して支払うことがあります。 ①地震、噴火または津波によるとき ②戦争その他の変乱によるとき</p>
	保険料の払込免除	保険料の払込免除のお取扱ができませんい場合
無配当医療保険10	不慮の事故での身体障害の状態による保険料払込免除	①被保険者の犯罪行為によるとき <p>②契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>＊ 次のいずれかの事由によって払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合には、全部または一部の保険料の払込免除を取扱わないことがあります。 ①地震、噴火または津波によるとき ②戦争その他の変乱によるとき</p>
	高度障害状態による保険料の払込免除	①被保険者の犯罪行為または自殺行為によるとき <p>②保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>＊戦争その他の変乱によって、払込免除事由に該当した被保険者の数の増加が、保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合には、全部または一部の保険料の払込免除を取扱わないことがあります。</p>

・特約

特約	特約の給付金および保険金	お支払いできない場合
無配当入院初期保障特約10	入院初期給付金	①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき <p>②被保険者の犯罪行為によるとき</p> <p>③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</p> <p>⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</p> <p>⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>⑦被保険者の薬物依存によるとき</p> <p>＊ 次のいずれかの事由によって、各特約の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、各特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合には、各特約の給付金の全額を支払わないか、または給付金の額を削減して支払うことがあります。 ①地震、噴火または津波によるとき ②戦争その他の変乱によるとき</p>
無配当女性医療保障特約10	女性疾病入院給付金 <p>女性特定手術給付金</p> <p>乳房再建給付金</p>	
無配当先進医療保障特約10	先進医療給付金	
無配当移植医療保障特約10	移植医療給付金	
無配当特定損傷保障特約10	特定損傷給付金	①～⑥は同上 <p>⑦地震、噴火または津波</p> <p>⑧戦争その他の変乱</p> <p>＊ 次のいずれかの事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合には、給付金の全額をお支払いするが、または給付金の額を削減してお支払いします。 ①地震、噴火または津波によるとき ②戦争その他の変乱によるとき</p>

上記に記載している主契約および特約に加えて、無配当ガン保障特約10・無配当三大疾病治療保障特約10・特定疾病診断保険料免除特約10は、詐欺による取消の場合、不法取得目的による無効の場合、告知義務違反による解除の場合、重大事由による解除の場合、失効の場合に、主契約の給付金ならびに特約の給付金および保険金のお支払もしくは保険料の払込免除のお取扱ができません。詳細については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 特に重要な事項のお知らせ（注意喚起情報）

※**解約払戻金に関する説明書**を含みます。

**注意喚起情報** ~以下の点につき担当者が口頭でお伝えいたします~

この「特に重要な事項のお知らせ」【注意喚起情報】では、契約申込に際して特にご注意いただきたい事項を、とりまとめて説明しています。ご案内する商品内容等をご理解いただくために必要な情報を記載した「特に重要な事項のお知らせ」【契約概要】と併せて、お申込み前に必ずお読みください。また、現在加入している保険契約を解約・減額して新たな保険契約をお申込みされる場合など、本書面に記載のある、お客様にとって不利益になることのある項目につきましては、とりわけお読みいただくことが重要です。

### 重要な事項に関して

#### ご契約の申込について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者・被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。

#### この保険の責任（保障）の開始について

- お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを決定した場合には、第1回保険料相当額のお払込があったとき（告知前にお払込があったときは告知のとき）を責任開始時とし、その時から保険契約上の責任を負います。

#### クーリング・オフ（お申込の撤回等）について

- お申込をいただいた後でも、「お申込日」または「クーリング・オフ制度を記載した書面（第1回保険料充当金額収証・ご契約のしおり等）の交付日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。手続き方法等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。なお、以下の場合のように、この取扱ができない場合があります。
- クーリング・オフ制度取扱対象外契約について
当社指定の医師の診査を受けた後などは、ご契約のお申込の撤回やご契約の解除はできません。ご契約に際しては、十分にご検討くださいませうお願いします。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

#### 保険料の払込等について

- 保険料払込猶予期間、ご契約の失効、保険料の自動振替貸付制度、復活等について
保険料は払込期月中にお払込ください。払込期月中にお払いいただけない場合は、所定の保険料払込猶予期間中にお払込ください。この保険には保険料の自動振替貸付制度はありませんので保険料払込猶予期間を過ぎますとご契約の効力が失われ（失効）ます。また、ご契約が失効した場合でも、失効後1年以内であれば、所定の手続きをとっていただいたうえでご契約を復活できる場合があります。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。これらの詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- 保険料のお払込の方法と保険料について
保険料は払込期間中、当社へお払込いただくこととなりますが、お払込は口座振替扱となります。また、月払だけでなく年払、半年払など保険料をまとめてお払込いただく方法もあります。詳細は当社担当者にご確認ください。

#### 保険金・給付金等をお支払できない場合について

- 次のような場合などには、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。
  - －責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因としてお支払事由に該当した場合
  - －告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消となった場合
  - －保険金・給付金などを詐取する目的で保険事故を起したときなど重大事由によりご契約が解除された場合
  - －保険料のお払込がなく、ご契約が失効した場合
  - －詐欺によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
  - －保険金・給付金などの免責事由に該当した場合（例：受取人の故意または重大な過失による場合など）
- 詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

#### 保険金・給付金などのお支払に関する手続等

- お支払事由に該当する事象、ご請求手続、保険金・給付金などをお支払する場合またはお支払できない場合については、「ご契約のしおり・約款」、ホームページ・「保険金・給付金のご請求に関するご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などのお支払を行なう必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由に該当した場合、すみやかにカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 当社からのお手続に関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

#### 複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当する可能性がある場合

- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

#### 指定代理請求もしくは代理請求について

- 指定代理請求の規定がある保険契約にご加入されている場合、もしくは指定代理請求特約を付加されている場合で、被保険者が受取人となる給付金などについて、給付金等の受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人に代わり給付金などをご請求することができます。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- 代理請求の規定がある保険契約にご加入されている場合、もしくは指定代理請求特約を付加されている場合で、被保険者が受取人となる給付金などについて、給付金等の受取人または指定代理請求人がご請求できない特別の事情がある場合、給付金等の受取人の戸籍上の配偶者等が、給付金等の受取人の代わりに給付金などをご請求することができます。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。
- 指定代理請求または代理請求の規定がある保険契約にご加入された場合、もしくは指定代理請求特約を付加された場合には、指定代理請求人または代理請求人に対し、代理請求ができることをお伝えください。

#### 解約と解約払戻金について

- 保険料は預貯金のように全額が積み立てられるのではなく、その一部は保険金等の支払や生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられるため、多くの場合、解約払戻金は払込まれた保険料の合計よりも少なくなります。特にご契約後しばらくの間は、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

これらについては、ご契約をお申込みいただく際にご契約者に説明・交付させていただく「ご契約のしおり」にも記載しておりますので、ご確認をお願いします。

#### 解約払戻金に関する説明書

「無配当医療保険10」は解約払戻金について、以下のとおり一部解約に際して支払う金額を抑制する仕組みで保険料を計算しています。従って解約払戻金がない、もしくは低く設定されている場合がございますので、以下の点についてご了解いただいたうえでお手続きをお願いします。

- 主契約について
終身型（保険料終身払）については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。終身型（保険料有期払）の場合、保険料払込期間中の解約払戻金はありません。また、保険料払込期間満了後については入院給付金日額の2倍をお支払します。
- その他の特約について
保険期間を通じて解約払戻金はありません。

#### 死亡に関する保険金がないこと

- この保険の主契約は主に被保険者の入院・手術に関する保障を行なうもので、死亡による保険金等のお支払はありません。

#### 保障内容の見直しを検討されている方へ

- 現在のご契約の保障内容を見直したいときには、契約転換制度や特約の中途付加、追加契約などの方法があります。ご契約によりお取扱できない場合もありますので、詳細は当社担当者にご相談いただくか、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

#### 未経過保険料の返還について

- お支払いいただいた保険料に対応する保障期間中に、ご契約の消滅等により保険料のお払込みが不要となった場合でも、お支払いいただいた保険料を未経過の保障期間に応じて返還するお取扱はありません。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認願います。

#### 告知義務と告知義務違反

- ご契約者・被保険者には健康状態・職業などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業など、会社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせください。事実をお知らせいただけなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご契約は解除または取消になり、保険金・給付金等をお支払できないことがあります。また、解除の場合の払戻額は、解約払戻金額となります。詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

#### 当社からのご契約確認について

- ご契約のお申込の際、またはご契約成立後に、当社の社員または当社の委託を受けた者が、申込内容や告知内容についてご確認にお伺いしたり、もしくは電話にてご確認させていただく場合があります。また、保険金・給付金等のお支払および保険料の払込免除などのご請求に際しても同様にご確認にお伺いする場合があります。なお、保険金・給付金等のお支払および保険料払込免除についてはご確認終了後に決定させていただきます。

#### 現在ご契約の保険契約の解約等を前提とした、新たな保険契約のお申込について

- 現在ご契約の保険契約の解約等を前提とした、新たな保険契約のお申込は、一般的に以下の点でご契約者の不利益となります。したがいまして、ご検討にあたって以下の点を十分にご理解のうえお申込ください。
  1. 新たな保険契約のお申込について、被保険者の健康状態等によってはお引受できない場合があること。
  2. 新しい保険のご契約時に告知した内容が事実と異なっていた場合、AIGエジソン生命保険株式会社はご契約を解除し、保険金・給付金の支払を行わない、もしくは保険料の払込免除を行わない場合があること。
  3. 新しい保険の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合は、保険金の支払ができないこと。
  4. 新しい保険の責任開始時に発生した不慮の事故および発病した病気を直接の原因とし、新しい保険の責任開始時以降に入院・手術などが行われた場合には、入院給付金や手術給付金などが支払われないこと。
  5. 解約の場合、保険種類、経過年数等により異なるが、解約払戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になるか、ない場合があること。また、解約する既存契約の保険に対する配当金の権利がなくなる場合があること。

#### 元金欠損が生じるリスクについて　—当社は生命保険契約者保護機構に加入しています—

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますか、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、「ご契約のしおり」の「『生命保険契約者保護機構』について」をご覧くださいとともに、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。（お問い合わせ先）生命保険契約者保護機構：TEL03－3286－2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時」【ホームページのURL http://www.seihohogo.jp/】

#### 個人情報の取扱について

- お客様の個人情報の利用目的について
当社では、お客様の個人情報は次の利用目的達成に必要な範囲で利用いたします。
①各種保険契約のお引受、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務
- その他、個人情報の取扱につきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

#### 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人（担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからのお申込を当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人であることのご確認、あるいはその者の権限等に関しましてお問い合わせいただく場合には下記照会先までご連絡ください。【照会先】カスタマーサービスセンター 0120-981-088（フリーコール／通話料無料）携帯電話・PHSからもつながります。受付時間　月～金 9：00～18：00　土 9：00～17：00（祝日、年末年始の休業日を除きます）

#### 相談・苦情について

- 生命保険のお手続やご契約に関する相談・苦情につきましては、AIGエジソン生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。【連絡先】TEL：0120-981-088（フリーコール／通話料無料）携帯電話・PHSからもつながります。受付時間　月～金 9：00～18：00　土 9：00～17：00（祝日、年末年始の休業日を除きます）

- この商品に係る指定紛争解決機関は（社）生命保険協会です。
- （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。【ホームページのURL　http://www.seiho.or.jp/】なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。